

SGEC 参考文書 6:2025 地理的位置情報の入手方法について（指針）

SGEC 参考文書 6:2025

会長 2025 10.1

文書名： SGEC 参考文書 6:2025 地理的位置情報の入手方法について（指針）

制定者： 一般社団法人 緑の循環認証会議

制定年月日： 2025（令和7）年10月1日

施行年月日： 2025年10月1日

1. はじめに

今般の EUDR に適応するための「SGEC 持続可能な森林管理規格」の改正(規準文書3:2025)において、「森林および森林外樹木産品が収穫される認証区域に関連する地理的位置情報データ」(緯度、経度の小数点以下 6 桁の情報)の保持が要求されることになったところである。

規準文書 3:2025

4.3.3 組織は、森林および森林外樹木産品が収穫される認証区域に関連する地理的位置情報データを保持するものとする。

注意書: 地理的位置情報データは、組織が実際に作業を行う区域に限定することができる。

3.16 地理的位置(Geolocation)

緯度経度座標によって記述された土地の地理的位置

少なくとも 1 つの緯度と経度に対応し、少なくとも小数点以下 6 桁を使用する緯度経度座標によって記述される土地の地理的位置。

森林及び森林外樹木産品の生産に使用される 4 ヘクタール以上の土地については、各土地の周囲を表すのに十分な緯度経度点を持つ多角形。

(1)本規定の背景

本規定は、EUDR 第 9 条の情報要件に規定を反映した関連製品が生産された土地区画の緯度、経度情報であり、その土地で生産される関連商品に関連する森林破壊および森林劣化のリスクの総合的なレベルを評価するためのものであるとされている。

(2)地理的位置情報の対象土地区画(Plot of land)

EUDR では、土地区画とは、単一の不動産物件内の土地で、十分に均質な条件を備えた土地とされており、このことから、日本の森林の場合、具体的には小班(林班の中を樹種や植栽年、所有者別に区切った区画)が対象と考えられる。

したがって、伐採の具体的区域が地図上で特定できない場合には、本情報が、森林減少(農業利用への転換)、森林劣化(特定の森林転換)が行われていないことを示すための情報との趣旨を踏まえ、伐採が行われたと想定される区域の一点の位置情報とする。

また、間伐の場合で4ha を超えて伐採が行われる場合には、該当する小班の周囲複数の箇所の座標示すことでよいと考えられる。

なお、EUDR では、携帯電話のアプリケーションなどから得られる位置情報で十分とされている。

(3) 認証森林の位置情報に関するこれまでの規定

これまでの規格 SGEC 規準文書 3 付属書1の運用ガイドラインにおいて、森林所有者若しくは地上権者が登載された登記簿謄本、当該森林に係る森林簿等及び森林管理計画書・付属図が備えられていること、および地番等で確認できる「5,000 分の 1」の図面若しくは同程度の図面が常備されていることが求められている。

2. 地理的位置情報データの入手方法

地理的位置情報データについては以下の方法を用い入手するものとする。

- (1) 森林計画図、森林管理計画付属図等を活用
森林計画図、森林管理計画付属図等の情報を活用し、google map に重ね合わせ、実際伐採箇所(計画時と実際の伐採箇所が異なることもありうるため)を確認し、位置情報を入手
- (2) 各都道府県の森林情報システムの活用
各都道府県の森林情報システムが整備されている場合(例えば、ほっかいどう森マップ)、これらのオープンデータを活用し、実際の伐採箇所を確認し位置情報を入手
- (3) 伐採届け出に添付する位置図、区域図を活用
伐採届け出を行う場合、これに添付する位置図、区域図を活用し、google map 等に重ね合わせ、位置情報を入手
- (4) その他、現地での携帯 GPS 測定装置などにより直接測定など可能な方法があれば活用

[参考]

SGEC 規準文書 3:2025 付属書1

SGEC 規準文書 3 の運用ガイドラインにおける関連規定

0.1.1 森林所有者若しくは地上権者が登載された登記簿謄本、当該森林に係る森林簿等及び森林管理計画書・付属図が備えられおり、同付属図上でランダムに選んだ林分について現地で確認できなければならない(これまでの規定)。

0.3 当該森林の位置が現地及び図面上で明瞭でなければならない(これまでの規定)。

0.3.1 具体的には、当該森林の所在が地番等で確認できる「5,000分の1」の図面若しくは同程度の図面が常備され、同図面上でランダムに選んだ対象森林が現地で確認できなければならない(これまでの規定)。

0.3.2 収穫される認証区域については、その地理的位置情報(小数点以下6桁の緯度、経度情報)を記録し、保存しなければならない(新規追加規定)。

森林計画図

森林計画図は、森林基本図を使用して、林班、準林班及び小班等森林の区域等を示した地図

EUDR FAQ

”土地区画”(規則に基づく地理的位置情報の対象)とは、「生産国の法律によって認められる単一の不動産物件内の土地で、そこで生産される関連商品に関する森林破壊や森林劣化のリスクを総合レベルで評価をできるような、十分に均質な条件を備えた土地」と定義

EUDR FAQ

農家(森林の場合、森林所有者)が直接の供給者またはオペレーターでない限り、携帯電話のアプリケーションなどから得られる土地の地理的位置情報で十分